



# 宮 崎 県 公 報

平成22年 8 月 9 日 (月曜日) 第 2207 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 ( “ ) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の休止の届出 ( “ ) 1
- 生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の指定…………… ( “ ) 1
- 生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護支援事

頁

- 業所) の指定…………… (国保・援護課) 2
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (2 件) …… ( “ ) 2
- 土地収用法に基づく土地の立入り許可…………… (用地対策課) 2
- 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 2
- 道路の供用の開始…………… ( “ ) 3

### 公 告

- 採石業務管理者試験の実施…………… (工業支援課) 3
- 教育委員会規則**
- 県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則の一部を改正する規則…………… 3

## 告 示

### 宮崎県告示第 515号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年 8 月 9 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| 名 称      | 所 在 地               | 指定年月日     |
|----------|---------------------|-----------|
| 延岡すずらん薬局 | 宮崎県延岡市大貫町2丁目3027番地3 | 平成22年5月6日 |
| 郷田薬局     | 宮崎県東諸県郡綾町大字南保 303-4 | 平成21年8月1日 |

### 宮崎県告示第 516号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成22年 8 月 9 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| 名 称      | 所 在 地               | 廃止年月日     |
|----------|---------------------|-----------|
| 延岡すずらん薬局 | 宮崎県延岡市大貫町2丁目3029番地3 | 平成22年5月6日 |

### 宮崎県告示第 517号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成22年 8 月 9 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| 名 称       | 所 在 地               | 休止年月日      |
|-----------|---------------------|------------|
| そうごう薬局三股店 | 宮崎県北諸県郡三股町大字樺山3523番 | 平成22年6月21日 |

### 宮崎県告示第 518号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年 8 月 9 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| 居宅介護事業者   |                        | 居宅介護事業所             |                  | 指 定<br>年 月 日 |
|-----------|------------------------|---------------------|------------------|--------------|
| 名 称       | 主たる事務所の所在地             | 名 称                 | 所在地              |              |
| 有限会社あかつき  | 宮崎県都市志比田町5777番地9       | デイサービスあかつき          | 宮崎県都市袁原町23番地17   | 平成22年7月1日    |
| 社会福祉法人報謝会 | 宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田7348番地2 | ミュージズの朝訪問ヘルパーステーション | 宮崎県都市志比田町4526番地1 | 平成22年4月7日    |
| 社会福祉法人報謝会 | 宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田7348番地2 | ミュージズの朝デイサービスセンター   | 宮崎県都市志比田町4526番地1 | 平成22年4月9日    |
| 株式会社エイジング | 宮崎県都市乙房町16番地           | ふぁみりい               | 宮崎県都市乙房町16番地     | 平成22年5月1日    |
| 有限会社エ     | 宮崎県延岡                  | デイサービ               | 宮崎県延岡            | 平成22年        |

|              |                      |                   |                      |           |
|--------------|----------------------|-------------------|----------------------|-----------|
| 一エス          | 市山下町2丁目3998番地115     | センター「なないろ」        | 市幸町1丁目58番地           | 6月7日      |
| 特定非営利活動法人心の芽 | 宮崎県日南市大字殿所81番地1      | デイサービス心の芽         | 宮崎県日南市大字殿所81番地4      | 平成22年7月1日 |
| 株式会社きずな      | 宮崎県日向市大字財光寺5317番地3   | 訪問介護ステーションきずな     | 宮崎県日向市大字財光寺5317番地3   | 平成22年7月1日 |
| 社会福祉法人国富福祉会  | 宮崎県東諸県郡国富町大字木脇1462番地 | デイサービスセンターねむの里    | 宮崎県東諸県郡国富町大字木脇1462番地 | 平成22年4月1日 |
| 株式会社自然愛      | 宮崎県児湯郡高鍋町蚊口浦6195番地6  | デイサービスしゃちんぼの濱     | 宮崎県児湯郡高鍋町蚊口浦6195番地6  | 平成22年7月1日 |
| 株式会社自然愛      | 宮崎県児湯郡高鍋町蚊口浦6195番地6  | 訪問介護ステーションしゃちんぼの濱 | 宮崎県児湯郡高鍋町蚊口浦6195番地6  | 平成22年7月1日 |
| 社会福祉法人まりあ    | 宮崎県都城市志比田町9573番地1    | デイサービスセンター福さんの家   | 宮崎県都城市郡元町3310番地1     | 平成22年5月1日 |

**宮崎県告示第 519号**

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年8月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| 居宅介護支援事業者 |                    | 居宅介護支援事業所     |                    | 指 定<br>年 月 日 |
|-----------|--------------------|---------------|--------------------|--------------|
| 名 称       | 主たる事務所の所在地         | 名 称           | 所在地                |              |
| 医療法人清陵会   | 宮崎県都城市高崎町大牟田1204番地 | 隅病院 居宅介護支援事業所 | 宮崎県都城市高崎町大牟田1204番地 | 平成22年7月1日    |

**宮崎県告示第 520号**

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成22年8月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| 名 称           | 所 在 地        | 指定年月日     |
|---------------|--------------|-----------|
| 那須 博文 (旭堂治療院) | 日向市鶴町2-147-5 | 平成22年7月1日 |

**宮崎県告示第 521号**

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成22年8月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| 名 称             | 所 在 地             | 指定年月日      |
|-----------------|-------------------|------------|
| 原田 和幸 (くにとみ整骨院) | 東諸県郡国富町大字本庄4835-1 | 平成21年9月11日 |

**宮崎県告示第 522号**

土地収用法（昭和26年法律第 219号）第11条第2項の規定により、次のとおり土地立入りの許可をした。

平成22年8月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 起業者の名称  
西日本高速道路株式会社
- 2 事業の種類  
道路事業（高速自動車国道東九州自動車道新設工事（門川インターチェンジから都農インターチェンジまで））
- 3 立ち入ろうとする土地の区域  
宮崎県日向市大字平岩字岩淵、字清水の元、字馬込、字岡、字谷口、字平尾、字本村、字コウ地、字中ノ別府、字ミコノ子、字金ヶ浜、字カバル、字ナガソ、字中高鳥、字上高鳥、字下高鳥、字西鳥越、美々津町字田代ヶ原、東郷町山陰字日平、字山ノ口、字向ヲ原

宮崎県児湯郡都農町大字川北字西原、字境谷、字舟川尾立、字榎谷、字木戸ノ平、字荒崎平、字瓜生尾立

- 4 立ち入ろうとする期間

平成22年9月7日から平成23年9月6日まで

**宮崎県告示第 523号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年8月9日から平成22年8月23日まで宮崎県土木整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年8月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名   | 区 間        | 新旧の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|------|-------|-------|------------|------|--------------|------------|
| 361  | 県道    | 綾法ヶ岳線 | 東諸県郡綾町大字北俣 | 旧    | 13.0 ~ 13.5  | 5.2        |

## 公 告

採石法（昭和25年法律第 291号）第32条の13第 1 項の規定により、第39回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成22年 8 月 9 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 試験の日時  
平成22年10月 8 日（金曜日）午前10時から正午まで
- 試験の場所  
宮崎市旭 1 丁目 3 番 6 号  
宮崎県庁 7 号館 744号室
- 受験願書の受付期間  
平成22年 8 月30日（月曜日）から 9 月17日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時15分まで。なお、郵送の場合は、9 月17日付けの消印のあるものまで有効とする。
- 受験願書の提出先  
宮崎市橘通東 2 丁目10番 1 号  
宮崎県商工観光労働部工業支援課
- 受験願書の提出方法  
郵送又は持参
- 受験手数料  
8,000円（宮崎県収入証紙により納付すること。）
- その他
  - 受験願書は、宮崎県商工観光労働部工業支援課において配布する。  
郵送を希望する場合は、返信用封筒（21センチ 5 ミリ×30センチ以上）に切手をはり、あて先明記の上、請求すること。  
なお、県庁ホームページからダウンロードすることもできる。
  - 詳細については、宮崎県商工観光労働部工業支援課（電話09 85（26）7095）に問い合わせること。

|  |  |  |   |   |                |     |
|--|--|--|---|---|----------------|-----|
|  |  |  | 字山ノ口38<br>37番地 1 地<br>先から同郡<br>同町同大字<br>同字3837番<br>地 1 地先ま<br>で | 新 | 13.5 ~<br>18.0 | 5.2 |
|--|--|--|---|---|----------------|-----|

## 宮崎県告示第 524号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 8 月 9 日から平成22年 8 月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 8 月 9 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| 路線<br>番号 | 道路の<br>種 類 | 路線名       | 区 間   | 供用開始の期日      |
|----------|------------|-----------|---|--------------|
| 361      | 県道         | 綾法ヶ<br>岳線 | 東諸県郡綾<br>町大字北俣<br>字山ノ口38<br>37番地 1 地<br>先から同郡<br>同町同大字<br>同字3837番<br>地 1 地先ま<br>で | 平成22年 8 月12日 |

## 教育委員会規則

県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 8 月 9 日

宮崎県教育委員会委員長 近 藤 好 子

## 宮崎県教育委員会規則第 7 号

## 県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則の一部を改正する規則

県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則（昭和54年宮崎県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前   |                     | 改正後   |     |  |                  |         |     |  |  |       |   |     |  |                  |                     |     |  |   |   |
|---|---------------------|---|-----|--|------------------|---------|-----|--|--|-------|---|-----|--|------------------|---------------------|-----|--|---|---|
| （部及び専攻科）<br>第 2 条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校に、同表右欄に掲げる部を置く。   |                     | （部及び専攻科）<br>第 2 条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校に、同表右欄に掲げる部を置く。 |     |  |                  |         |     |  |  |       |   |     |  |                  |                     |     |  |   |   |
| <table border="1"> <tr> <th>学 校 名</th> <th>部</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立日向ひまわり支援<br/>学校</td> <td>小学部、中学部</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> | 学 校 名               | 部   | [略] |  | 県立日向ひまわり支援<br>学校 | 小学部、中学部 | [略] |  | <table border="1"> <tr> <th>学 校 名</th> <th>部</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立日向ひまわり支援<br/>学校</td> <td>小学部、中学部、<u>高等部</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> | 学 校 名 | 部 | [略] |  | 県立日向ひまわり支援<br>学校 | 小学部、中学部、 <u>高等部</u> | [略] |  | 2 | 2 |
| 学 校 名   | 部                   |   |     |  |                  |         |     |  |  |       |   |     |  |                  |                     |     |  |   |   |
| [略]   |                     |   |     |  |                  |         |     |  |  |       |   |     |  |                  |                     |     |  |   |   |
| 県立日向ひまわり支援<br>学校  | 小学部、中学部             |   |     |  |                  |         |     |  |  |       |   |     |  |                  |                     |     |  |   |   |
| [略]   |                     |   |     |  |                  |         |     |  |  |       |   |     |  |                  |                     |     |  |   |   |
| 学 校 名   | 部                   |   |     |  |                  |         |     |  |  |       |   |     |  |                  |                     |     |  |   |   |
| [略]   |                     |   |     |  |                  |         |     |  |  |       |   |     |  |                  |                     |     |  |   |   |
| 県立日向ひまわり支援<br>学校  | 小学部、中学部、 <u>高等部</u> |   |     |  |                  |         |     |  |  |       |   |     |  |                  |                     |     |  |   |   |
| [略]   |                     |   |     |  |                  |         |     |  |  |       |   |     |  |                  |                     |     |  |   |   |
| 2 [略]<br>（学科）   |                     | 2 [略]<br>（学科）                                       |     |  |                  |         |     |  |  |       |   |     |  |                  |                     |     |  |   |   |

第 3 条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校の高等部に、同表中欄に掲げる学科を置き、高等部の専攻科に同表右欄に掲げる学科を置く。

| 学 校 名        | 高等部に置く学科 | 専攻科に置く学科 |
|--------------|----------|----------|
| [略]          |          |          |
| 県立延岡たいよう支援学校 | [略]      |          |
| [略]          |          |          |

第 3 条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校の高等部に、同表中欄に掲げる学科を置き、高等部の専攻科に同表右欄に掲げる学科を置く。

| 学 校 名        | 高等部に置く学科 | 専攻科に置く学科 |
|--------------|----------|----------|
| [略]          |          |          |
| 県立延岡たいよう支援学校 | [略]      |          |
| 県立日向ひまわり支援学校 | 普通科      |          |
| [略]          |          |          |

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。